

令和4年 3月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年3月22日 午後2時 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 10名  
1番 川村 耕一 2番 手塚 幸子 3番 高橋 和子 4番 福田 絹江  
5番 斎藤 敏夫 6番 加藤 英利 7番 神山 隆治 8番 増 淵 勝  
9番 高橋 久美子 11番 渡邊 悦子  
欠席農業委員 10番 小池 毅

出席推進委員 19名  
12番 柏 木 武 13番 福田 富美男 15番 富田 順子 16番 福田 正明  
17番 神山 守 18番 村上 隆 19番 酒主 学 20番 星野 由起夫  
21番 西巻 光次 22番 福田 浩一 23番 柴田 洋一 24番 吉原 浩之  
25番 福田 重勝 26番 福田 隆夫 27番 大島 昭吾 28番 阿久津 文枝  
29番 大貫 宣秀 30番 佐藤 修一 31番 小倉 政一  
欠席推進委員 14番 大島一比古

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第7号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第8号 農地法第18条(通知)について
- 第5 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第17号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第7 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第20号 非農地証明願について
- 第10 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第11 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第12 推薦第1号 日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について
- 第13 推薦第2号 日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について

沼尾洋克事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会是有

効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和4年3月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

( 議事日程を朗読 )

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。11番渡邊悦子委員、1番川村耕一委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

沼尾 洋克 事務局長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページをお開きください。先月の5条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和4年2月18日。許可日および指令番号につきましては、令和4年2月18日、日農委指令第5—60号及び61号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

福田 絹江 議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第8号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

はい、大島副主幹。

大島 尚美 副主幹

報告第8号、農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、2ページから4ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は4件で、申請番号1番は農地法第3条の解約、申請番号2番は農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号3番と4番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第5、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しておりますが、小池部会長が欠席となりましたので、急遽、遊休農地対策部会の加藤部会長が調査部会長を務めてくださいました。加藤部会長から全体の説明をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

福田 絹江 議長

加藤英利農業委員

ご説明がありましたとおり小池部会長が現地調査に出られなくなりましたので、私が代行いたしました。今回の現地調査は3月17日に、担い手育成部会が2班体制で行いました。1班が高橋久美子副部会長、福田富美男委員、富田順子委員、福田会長、事務局から沼尾事務局長、川村主任が対応いたしました。2班は、神山守委員、大島昭吾委員、私、加藤、事務局から福田係長と鯉沼主査が対応いたしました。担当ですが、農地法第3条の1番については、大島委員、2番を高橋久美子委員、3番を福田富美男委員、第4条の1番を大島昭吾委員、第5条の1番を福田富美男委員、2番を富田順子委員、5番を高橋久美子副部会長、6番・7番・8番を神山守委員・9番を大島昭吾委員、10番を富田順子委員、非農地証明願の1番・2番を加藤、3番を事務局がご説明しますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾進委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

私は、総会資料5ページ、議案第16号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市板橋地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、板橋地内、落合東小学校から北へ約600メートルに位置した場所です。案内図による説明です。落合東小学校から国道121号線へ出て今市方面に向かって約500メートル進み、文挾小倉集落センターの所を右折して東に100メートル、さらに北に左折して200メートルほど進んだ右手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに畑となっております。写真ですが、これが現地で、きれいになっています。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、サトイモ、ネギ、季節の野菜等を作付けしております。申請地は譲受人の自宅のすぐ近くにあり、農地取得後も季節の野菜の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

売買による3条申請です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、部会としては許可することに何ら問題はないと思われれます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋委員。

高橋久美子農業委員

私は、総会資料5ページ、議案第16号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市沢又地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、沢又地内、沢又公民館から東へ約400メートルに位置した場所です。案内図による説明です。沢又公民館から東に400メートルほど進んだ左手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。この写真は南側から申請地を見た写真です。日当たりが良く区画の良い田です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻及び季節の野菜を作付けしております。申請地は譲受人宅の近くにあり、農地取得後は水稻の作付けを行う予定です。利用権はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

これも売買による3条申請です。利用権はありません。部会では許可相当と考えました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

私は、議案第16号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市沓掛地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、日光市沓掛地内、塩野室地区センターから南東へ約800メートルに位置した場所です。案内図による説明です。塩野室地区センターから市道を南に750メートル、左折して東に150メートルほど進んだ付近に申請地があります。申請地は4筆で、登記簿地目はすべ

て田、現況は3筆が田、1筆が畑となっております。この写真は水田です。自宅の前にあるのが畑です。これは北側から撮った写真できれいになっておりました。これは南側から北側に向かって撮った写真ですが、やはりきれいになっておりました。親子間の贈与で、贈与後も水稻及び野菜等の作付けを行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

これは親子間の贈与による3条申請です。利用権はありません。部会では許可することに何ら問題はないと考えました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第6、議案第17号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村 光代 主任

農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。総会資料は7ページになっております。この案件につきましては、日光市南小来川地内におきまして、倉庫・物置を目的として平成13年2月19日に転用許可を受けた案件です。変更理由ですが、当初申請地を農地転用許可書のとおり事業を行う予定でしたが、その後、県の道路拡幅事業計画が進められ、申請地の一部が道路拡幅部分に含まれる計画となったため、そのままの状態とになっておりました。また、道路拡幅計画に自己住宅地が収用されることとなり建て替えせざるを得なくなりました。申請地に住宅を建築し、住宅敷地として利用したく変更するものです。なお、このあと4条の許可申請が出てきますのでよろしくお願い申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで皆様のご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾農業委員

私は、議案書8ページ、議案1番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市南小来川地内におきまして、一般住宅の建築を目的として転用する5条申請です。位置図による説明です。小来川地区センターから南へ約900メートルの所に位置します。案内図です。小来川地区センターの交差点手前を左折し、県道小来川・文挾・石那田線を南へ900メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。2筆とも登記簿地目、現況ともに畑です。先ほど説明がありましたが、この県道が4メートルないぐらいの狭い道路でありまして、ここを道路拡幅するということで、こちらの三角の部分が収用される予定です。ここに申請人の住宅があり、県道が10メートル幅になりこの住宅にかかってしまうことになったとのこと。周囲の状況ですが、東側が申請人の休耕田で、畑になっています。西側が県道小来川・文挾・石那田線、南側が宅地、北側が畦畔です。現地には行政書士と申請人が立ち会いました。申請地を収用移転により住宅建築敷地として利用する計画で杭打ちがしてありました。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理とします。写真です。ここが県道でここが買収予定地です。これは南側に位置する隣りの方のお住まいです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

事業計画変更に伴う農地法第4条の規定による許可申請で、一般住宅敷地として転用する案件です。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

私は、議案第19号の1番を担当いたしました。本申請は日光市荊沢地内におきまして、駐車場の利用を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図です。荊沢交差点から北東130メートルに位置します。案内図です。荊沢交差点から県道今市氏家線を東へ140メートル進み、左折して40メートル入ったところに申請地があります。公図です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は東側が道路、西側及び南側は宅地、北側は駐車場です。ここはすべて土留めがなされております。西側が住宅地の擁壁となっております。現地には願出人、行政書士が立ち会いました。申請人は平成6年から同所にて●●店を営んでおります。オープン当時から申請地を駐車場として使っていたということです。申請地を買い受け、今後も大型バスなどの来客用駐車場として利用するため今回の申請となりました。現在、駐車場とし



て利用しているため、始末書が添付されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田 絹江 議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。  
(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

お店の駐車場として利用するという申請ですが、事前に砂利を敷いてしばらくの間、駐車場として使っているため始末書が添付されています。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(増淵農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増 淵 農 業 委 員

お店を始めたころから使っていたということですか。

福田富美男推進委員

はい。その当時から借りていたということです。

福田 絹江 議長

他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

私は、議案第19号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市針貝地内におきまして、砂利採取を目的とした18ヶ月の賃貸借による一時転用申請です。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図です。針貝交差点から北東へ1.8キロメートルに位置します。案内図です。針貝と塩野室町萱野の交差点から北へ900メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。登記簿地目は畑と宅地、現況は2筆とも田です。周囲の状況は東側は市の道路、西側は宅地、南側と北側は市の道路です。現地には貸し人の長男の方と借り人である●●会社の日光工場長が立ち会いました。ボーリングなどの調査はしていませんが、この辺一帯は表土が5メートル、砂利は10メートルぐらいを予想しているとのこと。保安距離として道路と倉庫の方は5メートル、宅地の方は2メートル確保するということです。周囲には防護柵、又は土盛りをするとのこと。埋め戻しの土は、小林の方に山林を所有しているのものでその土を利用するとのこと。写真です。東側から撮影した田です。かなり広い田です。これは貸し人の宅地の方から、これは南側から鬼怒川に向かう道路に向かって撮ったもの、これは北側から撮った写真です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

砂利採取による5条申請です。かなり深く掘るということですが、部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について担い手育成部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

増 淵 勝 農 業 委 員  
(増淵農業委員挙手)  
はい、増淵委員。  
申請人の●●会社はこれまで出された工事は終わっているのですか。

福 田 絹 江 議 長  
川 村 光 代 主 任  
(川村光代主任挙手)  
はい、川村主任。  
前々回地は埋め戻しが完了しており、前回地は2月22日現在で80パーセント埋め戻しが完了しております。

福 田 絹 江 議 長  
他になにかございませんか。  
(「なし。」との声あり)

川 村 光 代 主 任  
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福 田 絹 江 議 長  
続きます、番号3番について事務局の説明を求めます。  
(川村光代主任委員挙手)

川 村 光 代 主 任  
はい、川村主任。  
総会資料は9ページの3番となります。本案件は昨年8月に農用区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回農用区域の除外が済みしましたので5条申請が出されました。なお、3月14日に事務局で現地を撮影してきましたので、現況につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図ですが土沢のコンビニエンスストアのある交差点から土沢のコンビニエンスストアのある交差点から南へ約600メートルの場所に位置します。案内図です。土沢のコンビニエンスストアの交差点から市道を南へ700メートル進み、左折して300メートル進み、さらに左折して50メートルのところに申請地があります。公図です。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況ですが、北側・東側は自宅敷地、南側は市道、西側は貸し人所有の畑です。土地利用計画図です。申請理由ですが、申請人は現在鹿沼市の美容室で働いていますが、遠方のため家事・子育ての両立が困難となり、自宅に接した申請地に美容室を構えることにより、家事や子育てがしやすいと考えていました。さらに、将来夫の両親を介護しなければならないため、夫の両親の家からも近接した土地で選定した結果、申請地以外に土地はございませんでした。申請地に建築面積40.36平方メートルの店舗と来客用駐車場2区画を設ける計画です。污水・雑排水は合併浄化槽にて処理、給水は市水道を利用いたします。雨水は敷地内砂利敷とし浸透処理いたします。資金計画ですが、総事業費は夫の会社より融資を受けて賄い、融資証明書と金融機関の残高証明書が添付されております。写真です。こちらは昨年8月に農振除外の申請があった時に見てきた写真、こちらは3月14日に事務局で撮影した写真です。現況ともに変りがないことを確認してまいりました。以上です。

福 田 絹 江 議 長  
報告が終わりました。番号3番についてご意見、ご質問をお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。



福田絹江議長

続きまして、番号4番について事務局の説明を求めます。  
(川村光代主任委員挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

本案件につきましても昨年8月に農用区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回農用区域の除外が済みしましたので5条申請が出されました。なお、現況の写真につきましても3月14日に事務局で撮影してきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図です。国道119号水無バイパスの水無交差点から手前北西170メートルに位置します。案内図です。森友のコンビニエンスストアから国道119号水無バイパスを水無方面へ2、7キロメートル進んだ右手に申請地があります。公図です。登記簿地目、現況は畑です。周囲の状況ですが北側は水無バイパス、西側及び南側は同時利用地、東側は道路です。土地利用計画図です。申請理由ですが、申請人は建築業を営んでおり、申請地に隣接する●●番●、●●番●の土地を建築用作業所敷地として利用しています。業務を行うための機械が年々増え、現在の作業所敷地が手狭となったため、また、型枠材・単管パイプ、足場材などの資材置場がないこと、車両の駐車スペースが足りないことから業務に支障をきたしているため、今般申請地を買い受け、一体の作業所用地として利用する計画となっています。申請地と●●番●の土地に型枠材・単管パイプ置場、足場材置場と来客用駐車場2区画、事務所・休憩所(建築面積、29.98平方メートル)を設け、●●番●、●●番●の敷地と一体として作業所用地として利用する計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し浸透枴を設け、敷地内浸透処理とし、給水は公共の上水道を利用します。雨水は敷地内砂利敷とし浸透処理いたします。資金計画ですが、総事業費は自己資金で賄う予定で、金融機関の残高証明書が添付されております。なお、申請地内に建物をはみ出して建築してしまったため、始末書が添付されております。写真です。こちらは昨年の8月に農振除外の申請があった時に見た写真、こちらは3月14日に事務局で撮影してきた写真です。現況ともに変わりがないことをご報告いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告が終わりました。番号4番についてご意見、ご質問をお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。  
(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋委員。

私は、議案書10ページ、議案第19号の5番を担当いたしましたのでご報告させていただきます。本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内におきまして、売買により事務所敷地及び駐車場を目的とした5条申請です。譲渡人・譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は東武ワールドスクウェア駅から南約180メートルに位置しています。案内図による説明です。東武ワールドスクウェア駅30メートル手前の交差点を右折して40メートル進み右折して50メートル進んだ右手が申請地です。公図による説明です。登記簿地目・現況ともに畑です。周囲の状況は東側が道路、西側が宅地、南側が資材置場、北側が宅地です。土地利用図による説明です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を事務所、駐車場に利用する計画です。申請人

の会社は、日光市鬼怒川温泉大原に本店を置き、上下水道工事、給排水衛生設備工事を主な業務とする、令和2年6月に設立された資本金500万円の株式会社です。申請人は現在、申請地から200メートル程離れた自宅内に事務所を設け、駐車場は昨年資材置場に転用をした敷地を利用しています。近年従業員も増え、既存の事務所及び駐車場では手狭になったため、申請地を買い受け事務所敷地及び駐車場として利用したく申請するものです。申請地にユニット据置式の事務所を設置し、従業員の駐車場2台分、来客用駐車場4台分を配置する計画です。給排水はありません。隣接する親族の家のもので利用することです。雨水は敷地内浸透処理とします。資金計画ですが総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。なお、申請地については令和3年4月に許可が出ている●●番●の土地と一緒に購入する予定でしたが、資金面で都合がつかず今回の申請となりました。昨年4月に資材置場として許可した際に始末書が添付されておりました。それは今回の申請地も合わせた始末書のため今回は添付されておられません。写真です。社長は植木が好きで、申請地を購入予定のため植木を植えてしまったとのこと。しかし許可が出るまではいじらない方がよいという行政書士のアドバイスがありここまで直したとのこと、このような状態でした。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

事務所敷地と駐車場にするという5条申請です。写真のとおり先走って動いているところがありますが、前回の始末書があるということなので部会では許可相当と考えました。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について担い手育成部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(福田重勝委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田委員。

高橋久美子農業委員

写真で、山になっている所は何でしょうか。

植木を植えてしまったので、それを撤去した後だと思えます。前日にこのようにしたということを伺いました。

福田重勝推進委員

許可が出てからやるものだと思いますが、先程始末書が出ているとの説明がありました。それに対してのものですか。

加藤 絹江 議長

(川村光代主任挙手)

川 村 主 任

はい、川村主任。

始末書に関しては、昨年4月に資材置場に転用した土地と今回の申請地をいっしょに購入予定で、前回の申請の時にすでに今回の申請地も砂利敷きとなっており、車を止めたり資材を置いたりしていたため、始末書を提出していただきました。代理人の行政書士がこれでは許可が下りないので畑に戻した方がよいということで、畑に戻そうとしましたが、現地調査までにきれいに戻すことができなかつたということです。ただ土は畑の黒土でした。

福田 絹江 議長

畑に戻そうとしたことは認めたいですね。

他になににかございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』す

ることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号6番から番号8番については関連がありますので一括審議といたします。担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

神山守推進委員

はい、神山委員。

私は、議案書10ページ、議案第19号の6番・7番・8番を担当しました。3件とも一事業となっておりますので合わせて説明させていただきます。貸し人、借り人及び申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市猪倉地内におきまして、農地改良及び進入出路を目的とした1年間の賃貸借による一時転用です。位置図による説明です。猪倉小学校から南西2.3キロメートルに位置します。案内図です。猪倉小学校から大沢・宇都宮線を南東へ1.8キロメートル進みT字路を右折して小来川・文挾・石那田線を2.4キロメートル進み右折して500メートルほどのところを左折した右手に申請地があります。申請地は6番の●●番●、●●番●、●●番●、進入路は7番の●●番●の一部、8番の●●番●及び●●番●の一部です。登記簿地目は山林、現況は田で、更地の状況になっています。周囲の状況ですが、東側が田、西側が宅地、南側が道路、北側が畑です。土地利用計画図です。現地には譲受人と行政書士が立ち会いました。申請地をソバ畑にする予定で、杭打ちがしてありました。進入路は、現在畑になっていて重機やダンプが通るため鉄板敷きにするということです。これが現況の写真です。こちらは東側でこの向こうは田になっています。これは南側で木の向こうはゴルフ場になっています。こちら側が西側になってまして、工場の敷地と隣接しています。ここの畑が進入路となります。ここは隣接するする田から1メートル20～30センチメートル下がっています。一旦表面の黒土を50～60センチほどはじきまして残土を入れて、表面の黒土を埋め戻すということです。残土は工事用の残土を利用するということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願ひます。

(加藤英利農業委員挙手)

福田 絹江 議長  
加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

申請地は農地改良に伴う5条申請です。この場所は、何年か前に鹿沼土を取ったところだそうです。向かって左側はイノシシ除けがあつて田になっています。元は隣接地と同じ高さだったそうです。また、何年か前にソバを作ったら水ためとなり全部ダメになったということです。それなので今回埋め立てをしてソバを作る予定とのこと。部会では許可相当との部会での統一見解です。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号6番から8番について担い手育成部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(増渕勝農業委員挙手)

増渕勝農業委員

はい、増渕委員。

7番、8番は問題ないと思いますが、6番の工事の資金は誰が負担するのですか。

(川村光代主任挙手)

福田 絹江 議長  
川村光代主任

はい、川村主任。

借り人の方の自己資金で賄います。

(川村耕一農業委員挙手)

福田 絹江 議長

はい、川村委員。

川村耕一農業委員  
神山守推進委員

ここは、水が溜まったということですが排水はどうなっているのですか。  
川などはなくて自然浸透かと思います。

(高橋和子農業委員挙手)

福田絹江議長  
高橋和子農業委員

はい、高橋委員。

私が隣接地の田を耕作しています。左側の田の横に道路があってその左側の方は川になっています。今回の所は水がたまるので、受け人が堀を作っているのではないかと思います。どこへ流れるかは聞いておりません。

(福田浩一推進委員挙手)

福田浩一推進委員

はい、福田委員。

あまり詳しくはありませんが、その地域は水路とはつながっていないと思います。

(高橋和子農業委員挙手)

福田絹江議長  
高橋和子農業委員

はい、高橋委員

隣接地の耕作者としましては、ここは何年か荒れていてイノシシの出入り口となっていましたのでできればきれいにさせていただいて作物を作っていただけるといいと思います。

福田絹江議長

土地改良をして耕作放棄を解消するというのが目的ですのでその辺をよく考えていただいて決を採りたいと思いますがよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番から8番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番から9番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。午後3時50分に再開いたします。

( 休憩 午後3時40分～午後3時50分 )

福田絹江議長

休憩前に引き続き会議を開きます。番号9番について担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

大島昭吾推進委員

はい、大島委員。

私は、議案第19号の9番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内におきまして、売買により宅地拡張を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。位置図による説明です。JR下野大沢駅から南東390メートルに位置します。案内図です。JR下野大沢駅から県道下野大沢停車場線を東へ200メートル進み、右折して260メートル進み、右折して100メートルほどのところをさらに右折した右手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況ですが、東側は田、西側は道路、南側は譲渡人の田、北側は宅地です。住宅地に囲まれた一画です。現地には譲受人と行政書士が立ち会いました。境界杭が設置されていました。土地利用計画図です。申請人は現在、申請地に隣接する土地に平成17年の頃から住宅を構え暮らしていますが、手狭なため今般申請地を親族から譲り受け、宅地と一体で住宅敷地として利用したく申請するものです。土地利用図です。申出地に駐車スペース・物置スペースを増設する計画です。雨水は敷地内自然浸透とします。写真です。日光市道から撮った写真です。なお一部駐車場として利用しているため始末書が添付されております。これが畑です。鍵状になってい

まして、不自然な形で残っていますが、一度に贈与ができなかったためにこのようになったとのこと。ここの田に土砂が流れないように、土留めがなされています。今回きちんと整理をしたいので贈与を受けて宅地拡張をしたいとのこと。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について副部長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部長。

宅地拡張による申請です。先ほどの写真にありましたように申請地をすでに駐車場として使っているため始末書が提出されております。部会では許可相当と考えました。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号9番について担い手育成部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号9番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号9番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号10番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子推進委員挙手)

富田順子推進委員

はい、富田委員。

私は、議案書11ページ、議案第19号の10番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市大沢町地内の●●におきまして、利用者の増加とともに駐車場を増やすことを目的とした5条申請です。位置図による説明です。大沢交差点から南東600メートルに位置します。案内図です。大沢交差点から大沢インターチェンジ方面へ90メートル進み、左折して700メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が駐車場、西側が市道、南側が進入路、北側が田です。現地には譲受人と行政書士が立ち会いました。申請地を駐車場として利用するにあたり、田の方が道路より高いのでL字型擁壁で土留めをして余分な土砂は除去するという事です。雨水は砂利敷とし敷地内浸透処理します。雨水は敷地内浸透処理します。こちらは青地になりますがそのまま残すので入口は従来通りの幅になります。写真です。これは市道から東に向かって撮ったものです。これは反対側から撮った写真です。この奥に従業員の駐車場があります。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について副部長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部長。

利用者が増え、駐車場が手狭になったため、申請地を駐車場にするための申請です。部会では許可相当と考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号10番について担い手育成部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号10番について、この原案の

とおりに『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号10番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第9、議案第20号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

私は、総会資料は13ページ、議案第20号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内において道路として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明です。願出地は、木和田島地内、JR日光線下野大沢駅から東へ約350メートルに位置した場所です。案内図による説明です。JR日光線下野大沢駅から県道を東に400メートル、左折して北西に100メートルほど進み、左手に入ったところが願出地です。登記簿地目は畑、現況は道路です。土地利用計画図による説明です。周囲の状況は、東側は道路、西側、南側、北側は宅地です。現地には測量士が立ち会って目印がしてありました。願出地は、昭和63年ごろから、道路として使っていました。33年位経過しています。この人はここに住んでなくて管理もできないということで、この道路をこの隣りの人に譲って管理してもらいたいということをしていました。平成12年撮影の空中写真が添付されております。以上のことから証明することに問題はないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長より報告を願います。

( 高橋久美子農業委員挙手 )

はい、高橋副部会長。

高橋久美子農業委員

ただ今説明がありましたように、また、議案書にも記載がありますように平成5年に道路の決定がされていますので証明することに問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

私は、総会資料12ページ、議案第20号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市長畑地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、長畑地内、長畑交差点から北西へ約500メートルに位置した場所です。案内図による説明です。長畑交差点から県道宇都宮今市線を北西に450メートル、右折して北東に100メートルほどに入った付近が願出地です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は墓地、西側は宅地と畑、南側は道路と宅地、北側は墓地です。



現地には土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和54年1月に居宅（離れ）を建築して以来、住宅用地として利用され現在に至っております。平成12年の空中写真です。現況の写真です。ここからは親族の土地になっていて借りて使っているということです。以上のことから証明することに問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長より報告をお願いします。

（高橋久美子農業委員挙手）

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

ただ今説明がありました通り、願出地は宅地として利用され42年が経過しています。また空中写真も添付されており証明することに何ら問題ないとの部会での統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について事務局の説明を求めます。

（鯉沼慶主任委員挙手）

はい、鯉沼主任。

鯉沼 慶 主 査

総会資料は12ページの3番となります。本案件は昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回農用地区域の除外が済みしましたので非農地証明願が出されました。本申請は日光市大室地内におきまして宅地として利用している案件です。願出人、願出地等は申請のとおりです。位置図・案内図ですが先程の5条申請4番の隣の土地になりますので省略いたします。公図です。願出地は1筆で登記簿地目は畑です。周囲の状況ですが、東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は道路です。願出地は昭和51年より隣接地と一体で建設業の作業所敷地として利用され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されていますので20年以上経過しています。写真です。こちらは昨年の8月の現地調査の際に撮影したものです。次に3月14日に事務局で撮影した写真です。現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することに問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

事務局の報告が終わりました。番号3番についてご意見、ご質問をお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第10、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めま

す。

( 大島尚美副主幹挙手 )

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は13ページとなります。今月の件数は2件で、面積合計は3筆で2千572平方メートルとなります。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は14ページから20ページになります。件数は16件、面積合計は48筆で8万3千66平方メートルとなります。内訳は申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が15件、更新が1件となっております。設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。はじめに総会資料16ページ、貸借権設定の5番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、24番、吉原浩之委員の退席を求めます。

(吉原浩之推進委員退席 午後4時28分)

福田絹江議長

番号5番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第21号のうち、貸借権設定の5番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第21号の貸借権設定の5番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

吉原委員に着席を許可いたします。

(吉原浩之委員着席 午後4時29分)

福田絹江議長

次に貸借権設定の5番以外の残りの案件について審議いたします。何かご質問はございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第21号のうち、貸借権設定の6番及び7番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第21号の貸借権設定の5番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農地利用計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

大島尚美副主幹 (大島尚美副主幹挙手)  
はい、大島副主幹。  
議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、農業基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は21ページになります。件数は2件で、面積合計は、5筆で1万9千886平方メートルとなります。設定をする者(貸人(かしにん))・設定を受ける者(借人(かりにん))の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 説明が終わりました。ご質問はございますか。  
(福田重勝推進委員挙手)  
はい、福田委員。

福田重勝推進委員 1番の受人ですが、農業をやっている会社なのでしょうか。  
(大島副主幹挙手)  
はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹 昨年、農地所有適格法人として登記された新規の法人です。農地の所有とか貸し借りとかは今回初めてです。大元の会社は名前のおりですが、農業をやるために立ち上げた別会社になります。ここを借り受けた後は大豆を作り6次化で豆腐とかの加工をすると聞いております。国の6次化の認定の採択を受けていまして、今後認定農業者にも法人としてなっていくということで農林課の方の手続きを進めているようです。必要な機械を購入し、ここがうまくいけば農地を増やしていくというような話を聞いております。

福田絹江議長 ほかに何かございませんか。  
(「なし。」との声あり)  
ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。  
議案第21号は、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。  
よりまして、議案第22号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長 日程第12、推薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推選について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
(福田貴子主幹挙手)  
はい、福田主幹。

福田貴子主幹 推薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について」をご説明いたします。追加でお配りしました総会資料1ページをお開きください。人・農地プラン検討会につきましては、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについて検討するため、設置されております。今回、人・農地プラン検討委員として、日光市農業委員会に1名の委員の推薦を依頼されております。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。現在、福田会長がこの職に就いていまして、人・農地プラン検討会の担当課からは、引き続き会長を推薦してほしい旨の依頼がありまし

たのでご報告いたします。以上です。

福田 絹江 議長

ただいまの説明のとおりでございます。私、福田を委員として推薦するということがよろしいでしょうか。賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、日光市人・農地プラン検討会委員に 私、福田を推薦することに決しましたのでよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第13、推薦第2号 「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推選について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田 絹江 議長

はい、福田主幹。

福田 貴子 主幹

推薦第2号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」ご説明いたします。追加資料2ページをお開きください。日光市野生鳥獣対策協議会は、野生鳥獣による生活環境及び農林水産物への被害並びに自然生態系への影響について、適正な野生鳥獣の被害対策等を調査、検討し、その推進にあたるため設置されております。今回、日光市野生鳥獣対策協議会委員として日光市農業委員会委員1名の推薦を依頼されております。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。以上です。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村 耕一 農業委員

今まで増渚委員がやってくださっていると思いますが、引き続き増渚勝委員にお願いしたいと思います。

福田 絹江 議長

ただ今増渚勝委員を推薦との声があがりました。ほかにございませんか。

( 「なし。」との声あり )

ほかに推薦がないようですので、採決に入りたいと思います。

増渚勝委員を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、日光市野生鳥獣対策協議会委員に増渚勝委員を推薦することに決しました。

福田 絹江 議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年3月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時43分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

1 1 番 委 員

1 番 委 員